の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第七条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（関税法施行規則の一部改正）

第三条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものはこれを加える。

改正後	改正前
（法令遵守規則の記載事項） **第一条の三**　法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項 イ・ロ　［略］ ハ　担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。第一条の八第一項第一号において同じ。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名 ニ・ホ　［略］ ［二～十一　略］ （書式） **第一条の五**　法及び関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。 法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書　別紙第一号書式	（法令遵守規則の記載事項） **第一条の三**　法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項 イ・ロ　［同上］ ハ　担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名 ニ・ホ　［同上］ ［二～十一　同上］ （書式） **第一条の五**　法及び関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。 法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書　別紙第一号書式